

## 慶應四年御觸書留帳(上)

この御觸書留帳は慶應四年正月廿日付から同五月七日付迄を収め、途中に閏四月があり、約五ヶ月にわたる御觸書を書き留めたものである。老岐郷ノ浦町市山家に伝世していたもので、最近同家の屋根裏から発見されたところである。本紙と共紙の表紙に書かれている通り、石田町庄屋松永恒平の書留帳である。

丁数 五三丁(表紙共) 末尾欠失(裏表紙欠)

法量 縦二五・五センチ 横一七・二センチ

袋綴装 紙撚綴四穴 料紙 反古紙の紙背

片面六〜七行 一行十三字〜十六字詰



による流失品などの品触の如き一時限りの届書も含まれている。そしてこの御触れは町奉行から配下の代官に伝え、町触・村触・浦触

御觸書とは一般の目に触れる法令という意味であるが、幕府や大名などから公布した伝達文書の他、町觸れと呼ぶ町奉行から触れ渡した布告、村からの願書、また盗難品や紛失品・波浪

と呼ばれるものもあり、ここに収まるのは浦触と称されるものが含まれるであろう。

慶應四年の九月八日に明治元年と改元され、この御觸書留帳は江戸時代最末年の記録である。旧幕府時代から新時代へ移行した折の情報の種類・内容が一般庶民へ伝達される様相、庶民経済の変動、貨幣流通の状態、人心の治安、外交問題など維新変革の瀬戸際のあわただしい世情の反映を見ることが出来る。

「廻札を以て御意を得候。別紙之通り仰せ出だされ候旨」云々の書き出しが多く、御觸書を廻札として順次伝達した様子が知られる。冒頭の文書の「京攝辺にて変動有之趣」とは正しく鳥羽伏見の戦で、この一月三日に戦端が開かれていた。すでに前年の十月に徳川慶喜は大政を奉還し、十二月には王政復古の大号令が出されていたが、旧幕府軍と薩摩・長州軍との衝突など世情は不穩の最中である。続いて「御軍用之御入方」として「身元相應之者えは、御貸上も仰せ付けらる可く候間、当節柄余儀無き次第恐察仕り、精々御用弁致し候様」と、御貸上げ即ち軍用金上納のことが記され、二月十日には早速老岐国に千二百兩御貸上金仰せ付けられる文面があり、切迫した様子を如実に知ることが出来る。これより先一月十二日には殿様

財 津 永 次  
中 村 睦 美

(御意) 如斯御座候、以上

(十三オ)

二月十二日 牧山千兵衛

南目六ヶ村

御庄屋中

京都御便到来、殿様先月十二日御用召ニ付 御衣冠ニ而御参内被成候処、(十三ウ) 被拜 龍顔、御褒詞御書取、総裁有栖川宮様より御渡、畢而御酒御肴御頂戴被遊候段申来候

二月

(十四オ)

以廻札得御意候

一金千式百両、壹岐國在

右之通、此度御貸上金被 仰付候間、於村々身元相應程之割合、銘々名前并金高等取調

書付ヲ以申達候様、早々 (十四ウ)

御取計可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

二月十日 平野旗右衛門

御代官中

以廻札得御意候、於京都別紙之通御觸相成候旨、御達有之 (十五オ)

候段、奉行衆より申来候間、左様御承知例之通御申觸為成候、此段為可得御意如斯御座

候、以上

二月十日 平野旗右衛門

御代官中

(十五ウ)

別番之通被 仰出候付、其領内江不洩様領主より篤与可被申渡候事、別紙 徳川内府宇内之形勢を察し、政權を奉歸候付、朝廷於みて萬機御裁決被遊候付而者、(十六オ) 博く天下之公議をとり、偏黨之私なきを以衆心之休戚を同し、徳川祖先之制度美事良法は其俛被指置、御変更無之候間、列藩此聖意を體シ心附候儀は不憚 (十六ウ)

64 御用召(ごようめし) 官府から出頭せよと出す命令。多く官職の任命や叙位などのために召しだす。

65 衣冠(いかん) 衣服と冠。天子・皇帝に仕えている高貴な人。

66 参内(さんだい) 宮中・朝廷へ出仕すること。

67 龍顔(りょうがん) 天子の顔。天顔。

68 褒詞(ほうし) ほめたたえる言葉。褒辞。賞詞。

69 総裁(そうさい) 慶應三年十二月九日、大政復古大号令が発布された時に置かれた最高官の一つ。皇族がこれに任ぜられ、全ての政治を司り、一切の事務を裁決した職

議定、参与ともに三職といった。明治元年閏四月に廃止。この時の総裁は有栖川熾仁親王。

70 有栖川宮様(ありすがわみやさま) 熾仁親王(たるひとしんのう)のこと。この月、東征大総督に任命され東下、四月江戸城を収めた。

71 頂戴(ちようだい) 敬意を表して、いただき物などを目より高くささげ頭を低く下げること。特に飲食物をいただくこと。

72 書付(かきつけ) 江戸時代、將軍や老中など上からの命令を伝えた公文書。

73 奉行衆(ぶぎょうしゅう) 文書や記録などのことを司った。

74 領主(りょうしゅ) 江戸時代、知行(領知)権を持つ武士土地を所領し人民を支配する権力を持つ大小名・旗本・給人の称。

75 内府(ないふ) 内大臣の別称。

76 宇内(うだい) 天下。世界。あめがした。

77 政權を奉歸(せいけんをほうき) 大政奉還のこと。前年慶應三年十月十五日に受理。

78 万機(ばんき) 多くの重要な政務、特に帝王の政務。天下の政事。万機の政事。

79 裁決(さいけつ) 物事の是非を裁定すること。

80 公議(こうぎ) 私事ではない公的な事柄。公事。

忌諱、極言高論<sup>85</sup>して救繩補正ニ力を尽し、

上勤 王之實効<sup>88</sup>を顕シ、下民人之心を失はず、<sup>89</sup>皇國をして一地球中ニ冠絶せしむる様  
 淬勵可致旨、右之通旧臘廿七日於京都

御觸有之候

二月

右両通之儀被 仰出候間、左様御承知御申觸為成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

(十七ウ)

二月十一日

牧山千兵衛

南目六ヶ村

御庄屋中

致啓上候、小倉衛守殿御貸人誰々より申儀、村々承合申越候様

(十八オ)

且又被呼出候節、兎角不參勝有之候旨、右様之儀無之様可申觸旨、被申聞候間、左様御  
 承知御申觸為成候、名前之儀者早々取調申達候様御取計可成候、以上

二月十日

平野旗右衛門

(十八ウ)

以廻札得御意候、別帛之通山内□目組より申達候間、村々穿鑿之上見當候者有之候ハ、  
 早々申達候様御取計可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

二月十一日

平野旗右衛門

御代官中

(十九オ)

口達

當組鯨組宇久嶋富藏船加子庄市、去ル三日迄去候趣友□心得を以、方々相尋候□之処行  
 方相知不申段、昨十二日相届申候、就而者浦々江隠居候儀も難計、浦々御穿鑿

(十九ウ)

被仰付被下度様、此段宜敷奉願候、以上

山内□目組

81 偏党(へんとう) 一定の立場にかたよること。

82 休戚(きゅうせき) 喜びと悲しみ。よい事と悪い事。

83 列藩(れっばん) 並び立っている多くの藩。諸藩。

：明治元年一月十五日「天下列藩士民に至るまで、此旨を奉戴」とある。 [開國の御沙汰書]

84 聖慮(せいり) 天子のおぼしめし。聖慮。

85 忌諱(きい) いやがって嫌うこと。

86 極言(きよくげん) 十分に意見を述べること。思ったことを遠慮なく言うこと。

87 高論(こうろん) すぐれた議論。相手を敬ってその議論意見を言う語。

88 実効(じつこう) 実際に現れる効果。本当の効き目。

89 皇国(こうこく) 天皇が統治する国。昭和二年頃まで日本

本の異称として用いられた。

90 冠絶(かんぜつ) 比べるものがないくらい、非常にすぐれていること。飛び抜けてすぐれていること。

91 淬勵(さいれい) 心に勉めはげむ。転じて、人の進修に励める。一心に勉めはげむ。刻苦して学問を研ぎ磨く。

92 旧臘(きゅうろう) 去年の十二月。慶應三年十二月。

93 啓上(けいじょう) ものを言うことを、言う相手を敬ってという語。申し上げること。

94 貸(かす) 後で返してもらう約束で、一時的に他人に金品を渡すこと。

95 承合(しょうごう) 問い合わせさせて知ること。

96 參勝(さんしょう) 参照。他のものと照らし合わせてみること。引き比べて参考にすること。

97 穿鑿(せんさく) 探り求めること。根ほり葉ほり尋ねること。

98 見当(けんとう) あれこれ推測をする。予測する。

99 口達(こうたつ) 口から伝達する。いわたす。

100 加子(かこ) 江戸時代、船頭以外の船員、または船頭、楫取り、加工、親仁など幹部を除く一般船員のこと。

辰二月十三日

白川番左衛門様

以廻札得御意候、山内組鯨船宇久嶋富蔵船加子庄市与申者、去ル三日迹去行旨申達候ニ付、在浦穿鑿之上見當

(二十オ)

次第召捕申達候様御取計可被成旨、先日申觸置候處、右者先達而志原村ニ而召捕迹出候旅人大村領深江村庄市与申出候者ニ而者有之間敷哉、先日漕渡之節生國何れ之者ニ有之候哉相尋候処、宇久嶋庄一与

(二十ウ)

申者有之候段申出候旨、今浦庄屋渡辺屋政右衛門家より申達候、就而ハ右志原村ニ而召捕候旅人、在方ニ而取糺之節、大村領之者と申偽候儀与無相違候ニ付、右之趣を以在浦穿鑿之儀ハ、差留メ可申段、御城代之御参□及御沙汰候處、承知可被致候旨、可被

(二十一オ)

申聞候間、左様御承知在浦御申觸可被成候、且又山内組江も番左衛門様より御申聞可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

二月廿日

平野旗右衛門

代官

浦役定

(二十一ウ)

別紙之通申来候間、左様御承知御取計可被成候、以上

二月廿日

牧山千兵衛

南目六ヶ村

御庄屋中

(二十二オ)

以廻札得御意候、當年女札者例年之通便船を以早々差下り候様、郡代衆より被申聞候間、左様承知御取計可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

二月廿日

牧山千兵衛

南目

(二十二ウ)

101 鯨船（くじらぶね）鯨を捕らえるのに用いる船、特に江戸時代のにげる勢子船をさして言うことが多い。当時の

捕鯨業は勢子船、持双船、双海船などで編成され、なかでも直接鯨に接近してもりを打ち込む勢子船は快速と敏捷性が求められたため、船団の象徴とされた。普通八丁櫓の小船であった。

102 先達而（せんだつて）さきごろ。このあいだ。先日。

103 生國（しょうこく）その人の生まれた国、出生地。

104 取糺（とりただす）きつくだす。厳しくただす。

105 差留メ（さしとどめ）禁止する。さしとどめる。

106 浦役（うらやく）海村で浦方や漁業を管掌する役目。江戸時代、沿海の浦々に賦課する海上、陸上の夫役（ふえき）。浦方ではこれら海上夫役の反対給付として多くの場合漁業権を得た。

107 定（じょう）定まったこと。定まり。

108 便船（びんせん）便乗すべき船。都合よく自分を乗せて出る船。幸便の船。

109 郡代衆（ぐんだいしゅ）郡代（江戸時代、諸藩に設けられた農村支配人）である人。

御庄屋中  
當年人別改順道左之通

二月十三日	泥谷三平次殿 上下三人 石橋治右衛門 上下式人 郷野浦	二月十三日	同所より船行	二月十三日	渡良嶋 渡良浦 渡良村	二月十四日	右村改	二月十四日	右村改	二月十五日	右村改	二月十五日	右村改	二月十六日	住吉村 長嶺村	二月十七日	黒崎村 立石村	二月十八日	湯野本浦 布氣村 本宮村	二月十九日	右村改 御支法より船行 勝本浦
	(二十三才)														(二十四才)						(二十四ウ)

110 人別改(にんべつあらため) 江戸時代の人口調査。享保十一年始まり、その後、子午の両年(六年毎)に行つて、人別帳を作成。

111 順道(じゅんどう) 当然の道理。また順当なやり方。順当な道筋。

以下一の町名は、現行町名を記す。  
112 郷野浦(ごうのうら) 郷ノ浦町

113 渡良浦(わたらうら) 郷ノ浦町

114 麦谷(むぎや) 郷ノ浦町  
115 半城(はんせい) 郷ノ浦町

116 物部(ものべ) 郷ノ浦町  
117 住吉(すみよし) 芦辺町  
118 長嶺(ながみね) 郷ノ浦町  
119 黒崎(くろさき) 郷ノ浦町  
120 立石(たていし) 勝本町  
121 湯野本浦(ゆのもとうら) 勝本町  
122 布氣(ふけ) 勝本町  
123 本宮(ほんぐう) 勝本町  
124 勝本浦(かつもとら) 勝本町

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同													
廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿日													
改□	□□	□□	□□	改□	改□	□□	□□	□□	□□	□□													
石田村 <sup>138</sup>	右村改	筒城村 <sup>137</sup>	深江村 <sup>136</sup>	右村改	湯岳村 <sup>135</sup>	国分村 <sup>134</sup>	右村改	中郷村 <sup>133</sup>	川北村 <sup>132</sup>	下ル廻船行	八幡浦 <sup>131</sup>	諸吉村 <sup>130</sup>	芦辺浦 <sup>129</sup>	船行	右浦改	瀬戸浦 <sup>128</sup>	右村改	箱崎村 <sup>127</sup>	右村改	新城村 <sup>126</sup>	右村改	可須村 <sup>125</sup>	右浦改

(二十六ウ)

(二十六オ)

(二十五ウ)

(二十五オ)

138 石田 (いした) | 石田町

136 深江 (ふかえ) | 芦辺町  
137 筒城 (つつき) | 石田町

134 国分 (こくぶん) | 芦辺町  
135 湯岳 (ゆたけ) | 芦辺、勝本町

132 川北 (かわきた) | 芦辺町  
133 中郷 (なかのこう) | 芦辺町

129 芦辺浦 (あしべうら) | 芦辺町  
130 諸吉 (もろよし) | 芦辺町  
131 八幡浦 (やはたうら) | 芦辺町

128 瀬戸浦 (せとうら) | 芦辺町

127 箱崎 (はこざき) | 芦辺町

126 新城 (しんじょう) | 勝本町

125 可須 (かす) | 勝本町

同日 印通寺浦<sup>139</sup>

池田<sup>140</sup>

志原村<sup>141</sup>

三月朔日 右村改

初山若松<sup>142</sup>

初山村

同日 右村改

武生水村

右之通為人別改在廻被致候間、村々無間違御取計可被成候、老若方之儀ハ橋川瀬助方より申越候筈ニ御座候、且又郡代衆夜具ハ持參無之候間、止宿之村之御手當可有之候、此段為先觸  
為可申述如斯御座候、以上  
(二十八オ)

牧山千兵衛

二月十日 白川番左衛門

□中在浦

御庄屋中

以廻札得御意候、京都御便到来、殿様益御機嫌能、先月八日被遊 御着京之旨、平

戸御月番之御方より申来候段、御城代之御方より被仰聞奉恐悦候、此段御承知之上、村

浦御申觸為成候、以上  
(二十九オ)

二月廿一日 平野簀右衛門

御代官中

別帑之通申来候間、左様御承知為成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

二月廿二日 牧山千兵衛  
(二十九ウ)

南目

139 印通寺浦 (いんどうじうら) 一石田町

140 池田 (いけだ) 一石田町

141 志原 (しわら) 一郷ノ浦町

142 初山 (はつやま) 一郷ノ浦町

143 在廻 (ざいまわり) 在所と同じ。田舎または単に場所をあらわすこともある。

144 老若 (ろうにやく) 江戸幕府の老中と若年寄。

145 手当 (てあて) あらかじめその用に備えること。またそのために配置される人。用意。準備。

146 恐悦 (きょうえつ) 相手の好意をもったいなく思つて喜ぶこと。他人に感謝の喜びを述る時の語。ひどく喜ぶこと。

## 御庄屋中

以廻札得御意候、對州様為御上京明後廿七日御乗船之由、依之爰許御廻船之衆、若し御陸行何方江か御越相成候茂難計ニ付、二十数□左之通

一 若御陸行之衆御先立出発人

笠持式人<sup>147</sup>

(三十才)

足輕式人<sup>148</sup>

初頭庄屋<sup>149</sup>

一 御供より引續下目附代官浦役

足輕式人

一 固メ 諸士<sup>150</sup>

右之通取計置候様、御城代之御家より御沙汰相成候間、村々其心

(三十ウ)

得ニ而、万端取計置候様、御申付可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

二月廿五日

平野旗右衛門

代官中定

尚何れ之浦へ御廻船ニ而、何れ之所か御陸行相成候哉、難計ニ付何れ村も (三十一才)

相心得居候様、御申觸可被成候

以廻札得御意候、別紙之通郡代官より申来候間、左様御承知万端間違不申候様御取計可

被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

(三十一ウ)

二月廿六日

牧山千兵衛

南目

## 御庄屋中

以廻札得御意候、別紙之通郡代衆より申来候間、左様御承知之上御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

(三十二才)

是迄御建被置候御高札之儀、何れ茂相外庄屋杯取閉置様御沙汰相成候段、奉行衆より申

147 對州様(たいしゅうさま) 對州は對馬國の別名。宗義達

のこと。

148 爰許(こことも) 自稱の用に用いる。自分の方。わたくしの方。

149 笠持(かさもち) 貴人の行列などで、長柄の傘を持つ供人。

150 足輕(あしがら) 江戸時代には諸藩で歩卒のことをいったが、士分とは区別された。

151 初頭(さすがしら) 村には庄屋がいて、その下の各触れに初頭(百姓頭)がいた。地域の長として一般事務をみていた。

152 目附(めつけ) 江戸幕府で、若年寄の支配に属し、旗本・御家人の監察を始め、江戸城内の巡検、火災の予防、諸役人の勤怠の探索、礼式、規則の監察、將軍の供奉、評定所裁判の陪席などに従ったもの。配下に徒、目付、小目付がいた。

153 固メ(かため) かく守ること。防備また守護するもの。

154 諸士(しよし) 多くの士人。多くのさむらい。

155 高札(こうさつ) 法度、禁制、諭告などを板に記して所定の場所に立て、一般の人に告示する札。新政府が旧幕府の高札を撤去。

来候間、左様御承知御取計可被成候、以上

(三十二ウ)

二月廿七日 平野旗右衛門

御代官中

右之通御觸相成候事

二月廿八日

(三十三オ)

以廻札得御意候、別紙之通郡代衆より申来候間、左様御承知之上御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

二月廿六日 牧山千兵衛

南目六ヶ村

御庄屋中

(三十三ウ)

以廻札得御意候、諸色直段并諸職人賃錢等之儀引下ケ候様、趣向を以可申旨、別紙之通御達相成候段、奉行衆より申来候間、左様御承知在浦御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

(三十四オ)

二月廿六日 平野旗右衛門

代官中定

近年穀物佛騰<sup>158</sup>ニ付諸色弥增高價相成、就而者御領内産物海陸之品々を初、諸職人賃錢等ニ至迄、格別直段引上罷有候処、

(三十四ウ)

頃日<sup>160</sup>ニ至り米穀近々下落、唯今ニ而者引上之節ニ引合候而ハ、半直ニも相減候事ニ付、諸色并手間賃等右ニ准シ諸向共ニ直段引下候様、精々趣向追付取計可申候、右之通市中在浦行届候様、可

(三十五オ)

被取計候

二月 月番

勘定奉行中

156 諸色(しよしき) いろいろな種類の品物。江戸時代には

諸種の貨物商品をいった。米相場に対して諸物価のことを諸色相場・諸色値段とよんだ。

157 賃錢(ちんせん) 労力や物の使用に対する報酬の金銭。

賃金。手間賃。

158 佛騰(ふつとう) 1 沸騰力。非常に騰貴すること。物価

などがきわめて高くなること。

159 弥増(いやす) いよいよ多くなる。

160 頃日(けいじつ) このごろ。近頃。過日。先日。

161 引合(ひきあ) 取り引きをする。約束をする。

162 手間賃(てまぢん) その仕事にかかった手間や時間に対して、支払われる賃金。手間仕事の報酬。

口達

一 檣木船壹艘

櫓式挺

一 梶壹羽

藁網壹房

一 市波網壹房

(三十五ウ)

右者當浦忠作与申者所持之船馬立濱与申所江繫置候処、去ル廿六日夜北東風指嵐綱引ケ吹流候由ニ付及□相尋候得共、見當不申段申出候、依之船（三十六オ）船具等見當候者有之候ハ、右もの方江相知せ呉候様、乍憚御取計御申觸可被下候、此段御達申上候、以上

二月廿九日

渡邊屋雅右衛門

赤□屋末三郎

紅梅屋茂作

(三十六ウ)

野口徳左衛門様

白川番左衛門様

右之通申達候ニ付、在浦見當下者有之候ハ、書付衆申達

(三十七オ)

郡代衆より申来候間、左様御承知御取計可成候、以上

三月朔日

牧山千兵衛

南目

御庄屋中

(三十七ウ)

以廻札得御意候、當年勘定ニ相越候庄屋単殿、来ル十五日乗込順風有之候得ハ、少し茂無遅滞直ニ出船之心得ニ而、相仕廻様御取計可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

三月七日

平野旗右衛門

(三十八オ)

以廻札得御意候、別紙之通郡代衆より申来候間、左様御承知可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

三月七日

牧山千兵衛

163 指風(さしあれカ) 風、波、天候などが穏やかでなくなること。  
 164 由(よし) 物事の起こった理由。由来。わけ。  
 165 乍憚(はばかりながら) 主として目上の人に向かって遠慮しながら意見を述べる時にいう。無遠慮ながら。

166 勘定(かんじょう) 江戸時代、勘定組頭の支配を受けて勘定所の事務を取り扱った役人。勘定衆。  
 167 遅滞(ちたい) 期日に遅れること。物事が遅れてはかどったり、滞ったりすること。ここでは「遅滞無く直ちに」とあるので逆。

南目六ヶ村

御庄屋中

(三十八ウ)

以廻札得御意候、平戸御用番之御方より、別帯之通申来候段、御城代之御方より御沙汰相成候間、左様御承知在浦御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

三月十日

平野旗右衛門

代官定

(三十九オ)

近来相對仕之男女、以之外高賃相□召抱候向茂有之、夫ニ就て者、一統高賃相食相應之賃銀ニ而ハ、兎角故障申立、無據高賃者を以雇候事ニ成行候事与相聞得候、尤近年諸色高直ニ就而ハ、先年御定通ニ茂相成兼候得共、追々米

(三十九ウ)

穀其外下落ニ相留候、万ニ付男女賃銀之儀も右ニ準シ以米相對上、男六百目同女式百目ニ限可申、尤作男酒屋男等者五拾目樽相渡可申候、猶此等兎角等閑筋於有之者、穿鑿之上双方共ニ

(四十オ)

越度可申付候

但、支配有之面々ハ右之段可被申聞候

三月

別帯之通申来候間、左様村々不洩様御申觸可被成候、以上

三月十日

牧山千兵衛

(四十ウ)

南東目拾二ヶ村

御庄屋中

以廻札得御意候、然ハ對州様御洄船之処、今朝瀬戸浦口より御出船相成候ニ付、人夫野菜等及指出不申候間、左様御承知之上御取計可被成候

(四十一オ)

此段為可得御意如斯御座候、以上

三月十四日

米倉衆大夫

南目六ヶ村

168 御用番(ごようばん)江戸時代、幕府役人のうち、月番に当たっているもの。

169 一統(いっとう)一つにすべ合わせる事。統一。

170 無抛(よんどころなし)やむをえない。

171 御定(ごじょう)貴人の命令。仰せ。おことば。

172 準じる(じゅんじる)ある基準のものと同様に考える。

173 作男(さくおとこ)雇われて田畑を耕作する男。

174 等閑(とうかん)物事をいい加減な気持ちですること。

気にも留めないで放っておくこと。なおざりにすること。

175 出船(しゅっせん)船が港を出ること。船出。でふね。

176 大夫(たゆう)官位の呼称。五位以上の者をいう。

## 御庄屋中

以廻札得御意候、當年諸役所引取直段米壹俵代百七拾五匁替ニ久々御極メ相成居候處、  
當 (四十一ウ)

節米相場大坂諸方直ニ引下候ニ付、壹俵代百目替ニ御相談之上、去月廿七日より相極候  
段、勘定役衆中より申来候間、左様御承知可被成候、此段為御承知如斯御座候、以上

平野旗右衛門

三月十三日

(四十二オ)

代官

浦役中

別紙之通申来候間、左様御承知御申觸可被成候、已上

三月十四日

牧山千兵衛

南東目拾式ケ村

御庄屋中

(四十二ウ)

以廻札得御意候、男女札者正人肩銀米等之儀別紙之通御達相成候段、奉行衆より申来候  
間、左様御承知在浦御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

三月十六日

平野旗右衛門

(四十三オ)

代官

浦役中

近年男女札者正人肩銀与唱、在浦共夥敷肩銀米請取候向も有之哉ニ相聞候、右者頃年諸  
色高直ニ付、自然与右様之流蔽共ニ至候事ニ者候得共、追々 (四十三ウ)

穀物其外共ニ下落相成候事ニ付、此度相對召抱之男女賃錢御定相成候間、右ニ準シ正人  
肩銀之儀茂、男六百目女式百目限可申、若此等等閑之儀於有之者、其身ハ勿論在浦掛之  
(四十四オ)

役之落度可申付候間、心得違無之様相諭可申候、右之通在浦不洩様可被相觸候

177 相場(そうば) 一般市場で取引される品物の値段。時価

178 肩一雇の意カ  
さま。

179 夥敷(おびただし) 程度・数量が度をこえて甚だしい  
さま。

180 流蔽(りゅうへい) 一流弊カ。前から伝わって来た弊害・  
悪風。

181 召抱(めしかかえ) 家来として雇うこと。

182 掛(かけ) 金銭の支払いを後とする約束で行う売買。支  
払う約束でまだ払われていない金。

183 落度(おちど) 過ち。手落ち。過失。

184 諭(さとす) 言いまかせて、納得させる。教えてのみこ  
ませる。

三月 月番

勘定奉行中

別紙之通申来候間、村々不洩様

(四十四ウ)

御申觸可被成候、已上

三月十六日 牧山千兵衛

南目六ヶ村

御庄屋中

以廻札得御意候、平戸御月番之御方より別紙之通申来候間、御城代之御方より御沙汰相成候間、左様御承知御申觸

(四十五オ)

可被成候、此段為可得御意如斯御座候、已上

三月十五日 平野旗右衛門

代官

浦役中

外国之儀者

先帝多年之

宸憂

(四十五ウ)

宸憂ニ被為在候處、幕府従来之失錯ニヨリ、因脩今日至り候折柄、世態大ニ一変し、大勢誠ニ不被為得已、此度

朝議之上、断然和親條約被為取結候就而ハ、上下一致疑惑ヲ不生、大ニ兵備ヲ充實シ、國威ヲ海外萬國ニ光耀セシメ、祖宗

(四十六オ)

先帝之神靈ニ對答可被遊

叡慮ニ候間、天下列藩士民ニ至迄、此旨ヲ奉戴心力盡し、勉勵

(四十六ウ)

可有候事

但、此迄於幕府取結候條約之中、弊害有之候件之利害得失

185 宸憂(しんゆう) 天子の心憂。帝王の憂慮。

186 失錯(しつさく) 怠けたり、忘れたりしてすべきことをしおとすこと。また物事をやりそこなうこと。しくじり。

187 因情(いんじゅう) 一因襲力。昔から続いていて、現在では弊害が生じているようなしきりに無批判に従うこと。またそのしきたりや風習。

188 折柄(おりから) 物事を引き立てるのにふさわしい場合。丁度よいおり。

189 朝議(ちやうぎ) 朝廷のまつりごと。朝廷の評議。

190 和親条約(わしんじょうやく) 国家と国家との和親を定めた条約。

：慶應四年一月十五日に「此度朝議之上、断然和親条約被為結候」とある。 [開國の御沙汰書]

191 國威(こくゐ) 國の威力。一國またはその國を治める威力や權威。また國家が対外的に誇示する威力。

192 光耀(こうよう) ひかり輝くこと。またそのもの。

193 先帝(せんてい) 先代の天皇。百二十一代孝明天皇。慶應二年(一八六〇)年慶應四年十二月二十五日(三六歳)、崩御。

194 士民(しみん) 教養のある階級の士と、そうでない一般的な民。武士と庶民。また、広く一般人民。

195 勉勵(べんれい) 一心に努力すること。勉め励むこと。またそのさま。

196 弊害(へいがい) 悪いこと。害となるような事柄。：慶應四年一月二五日に「是迄於幕府取結候條約之内、弊害有之候件之利害得失、公議之上、御改革可被為在候」とある。 [開國の御沙汰書]

197 利害得失(りがいとくしつ) 利害と損得。利益と損得。 [開國の御沙汰書・前出]

公議之上、御改革<sup>198</sup>可被為在候、猶外國交際之儀者、宇内之公法を以取扱可有之候間、此段相心得可申事

(四十七才)

右之通従

朝廷御觸達有之候段申来候間、以後御領内江外夷渡来碇泊等致シ候節、万一疎忽之挙動<sup>201</sup>有之候而ハ、御國躰ニ相拘、決而不相濟事ニ付、信義相立候様可被計、且警衛向之儀者

(四十七ウ)

兼而被 仰出候通、氣弛無之様相守、決而不法之筋無之様、末々ニ至迄法度相心得、若申出候事件有之節ハ、應時宜筋々江申出可受指圖事

二月

(四十八才)

別紙之通申来候間、左様御承知御申觸可被成候、已上

三月十五日 牧山千兵衛

南目六ヶ村

御庄屋中

(四十八ウ)

以廻札得御意候、渡良嶋<sup>206</sup>遠嶋<sup>207</sup>者

佐々里村

右傳治

右之者今朝より相見得不申候ニ付、出奔<sup>207</sup>致候段、別紙之通人相書書を申達候間、早々船留メ之上見當次第召捕向方江差出候様、且何れも見當

(四十九才)

不申候ハ、其旨書付を以申達候様、在浦共ニ別紙之通御取計可被成候者、此段為可御意如斯御座候、已上

三月十六日 平野旗右衛門

佐々里村

右傳治

198 改革(かいかく) 国家の基礎を動かさず、暴力的でなく政治上または社会上の変革をすること。

199 外夷(がいゐ) 外国、または外国人を卑しめていう語。

200 碇泊(ていはく) 船が碇をおろしてとまること。

201 疎忽(そこつ) 時間によつてない場合、状態にいう。即時であること。突然であること。速やかであること。

急ぐこと。あわただしいこと。あわてること。また、そのさま。

202 挙動(きよどう) 立ち居振る舞い。動作。行為。

203 信義(しんぎ) 約束を守り相手に対する道義的な務めを果たすこと。

204 警衛(けいえい) 警戒し護ること。固めまわること。

205 法度(はつと) 掟。定め。法律。法として禁ずること。禁令。法にてらして処罰すること。刑。とが。しわざ。

206 遠嶋(えんとう) 一遠島。陸地から遠く離れた島。刑罰の一。流罪。

207 出奔(しゅつぽん) 逃げて跡をくらすこと。逐電。

208 船留メ(ふなとどめ) 船を碇泊させること。また、その場所。ふなががり。ふなとどめ。

209 見当次第(みあたりしだい) 見つけると同時、見つけるとすぐ、あれこれと区別しないで目につくものはどれでもかまわないこと。またそのさま。見当たり。

人相書<sup>210</sup>

(四十九ウ)

一年四十三歳

一 面キ方ニ而疱瘡之跡相見得候

一 目常躰

一 口常躰

一 髪薄キ方ニ而月代<sup>212</sup>江一字立居候

一 耳常躰

一 着物浅黄横堅縞袴袖細着

一 帶木綿小倉織黒染ニ罷有候

右之通御座候

(五十オ)

三月十六日

別紙之通申来候間、書面之通御申觸御取計可被成候、以上

三月十六日

一 右出奔もの三月十八日八幡浦々より召捕候段申来候事

(五十ウ)

以廻札得御意候、別紙之通御達相成候旨、奉行衆より申来候間、左様御承知在浦不洩様

御申觸可被成候、此段為御承知如斯御座候、以上

(五十一オ)

三月廿六日

代官 平野旗右衛門

浦役中定

今度御一新之折柄、外國之御交際も遂ニ被為在候儀ニ付而者、差向為融通洋銀一枚ニ付

金三步之當ヲ以 (五十一ウ)

無指支受遣ひ可致候旨、被仰出候間、終無疑念可致通用候、右之通於京都ニ御觸達有之候段、申来候間、市中在浦不洩様可被相觸候

洋銀ハ異国ノ銀ニテ造タル錢也 四文錢位ニして厚シ

210 人相書(にんそうがき) 犯罪者、行方不明者、身元不明者などを捜すため、その人の顔つきの特徴を書いて配布するもの。

211 疱瘡(ほうそう) 天然痘の別称。昔は疱瘡神という疫神によって発病すると信じられていた。

212 月代(つきしろ) 中古以来、男子が冠の下にあたる額ぎわの髪を半月形にそりあげたもの。さがき。つきびた。

213 御一新(ごいつしん) 明治の新政のこと。明治維新。

：明治元年三月十三日に「此度王政復古神武創業の始も被為基、諸事御一新祭政一致之御制度に御回復被遊候」とある。(太政官布告)

214 融通(ゆうずう) 金銭の流通すること。また困った時や困った人に、金銭や物品などを貸借すること。やりくりすること。

215 洋銀(ようぎん) 江戸時代から明治初期にかけて、貿易上からわが国に移入された外国の銀貨。主として七匁二分(約二七グラム)程度のもが多い。

三月 月番

勘定奉行中

(五十二オ)

古金銀<sup>216</sup>是迄通用令停止候處、御一新之御場合未御残も不被為届、近向者被仰出方も可有之候得共、當分地下相場ヲ以無差支可致通用候、尤御新政之折柄、万一心得違致候

(五十二ウ)

竊積置候者等於有之者、嚴重之御沙汰可有之候、此旨末々迄不洩様可申觸者也

二月

右之通於京都御觸達有之候段、申来候間、不洩様可被相觸候

三月 月番

勘定奉行中

(五十三オ)

別紙之通申来候間、左様御承知御申觸可被成候、以上

三月廿七日 牧山千兵衛

南目六ヶ村

御庄屋中

(五十三ウ)

参考文献抄

- 日本国語大辞典 1~20 日本大辞典刊行会 編 小学館
- 國史大辞典 1 國史大辞典編集委員会 編 吉川弘文館 79
- 江戸語辞典 大久保忠国 他編 東京堂出版 91
- 江戸語大辞典 前田勇 編 講談社 74
- 大辞林 松村明 編 三省堂 88

- 角川日本地名大辞典 42 長崎県 竹内理三 編 角川書店 87
- ワイド版角川新版日本史辞典 朝尾直弘 他編 角川書店 97
- 藩史大事典 7 九州編 木村礎 他編 有山閣出版 88
- 古文書古記録難訓用例大辞典 林陸朗 監修 柏書房 89
- 日本史総覧 2~4 児玉幸多 他編 新人物往来社 86 84
- 明治維新人名辞典 日本歴史学会 編 古川弘文館 82
- 日本全史 宇野俊一 他編 講談社 91

216 古金銀 (こきんぎん) 江戸時代、数次にわたって行われた金銀貨幣改鑄後、その時点における前代発行の金銀貨幣をいう。明治維新以降では、それ以前に発行された旧形式の金銀貨幣のことを総称している。

217 当分 (とうぶん) 最近。近々。近頃。その時々。

218 差支 (さしつかえ) 具合の悪い事柄。さまたげ。障害。ここでは無(なく)とあるので、支障がなくの意。

219 新政 (しんせい) 新しい政治のやり方。また政治の機構や政令などを新しく改めること。

220 折柄 (おりから) 「折からなれば」の略。接続語的に用いる。くの場合であるから、くの時節だから。

221 嚴重 (げんじゅう) きびしいさま。厳密。厳格。